

2015年
5月1日

ニュース

NO.138

かみいち福祉の里

仮認定 特定非営利活動法人 かみいち福祉の里

〒930-0312 富山県中新川郡上市町東江上 288 番地

電話 076-473-3313 fax.076-473-2941

e-mail fukushinosato@kami1294.com

<http://www.kami1294.com>

5月15日にグループホーム「外部調査」を受審します

第7回 第三者評価が進行しています。 今回から 2年に1回 第三者評価を受けるように緩和措置が適用されています。入居者御家族無記名アンケートは 審査機関・北証パトナにおいて すでに実施済みです。

来る5月15日には 2名の調査員の来社を受けて「外部調査」がおこなわれます。

そのあと 評価を経て 「平成27年度 目標達成計画」が決まり 実践されることとなります。

平成27年度 NPO 法人・通常総会 近づく

【日時】平成27年5月17日 午後3時から5時ころまで。

【場所】浄泉寺さん

【議題】平成26年度 事業報告書、財務報告書、監査報告

平成27年度 事業計画書、収支予算書

任期満了による役員改選など

『負担割合証』は 7月中に 個人あてに郵送

4月21日午後6時—7時 第62回 運営推進会議を開催しました。



中新川広域行政事務組合・大井正一保険業務係長、上市町地域包括支援センター・高慶孝所長、井林文雄・東江上区長、戸田啓義、伏黒徳重・両副区長 稲垣久代民生委員、成川友仁・社会福祉士・上市町議 各位が参加され ご意見の交換がありました。

介護保険法の改定で いままで一律10%の自己負担でしたが ことし 8月1日から 所得の高い人は 20%負担に変わります。大井保険業務係長から『合計所得が160万円以上の人や、

単身で公的年金受給額 280 万円以上の方は 介護サービスを受けた場合、自己負担が 20%になります。介護保険対象の人 全員へ ことし 7 月末までに **負担割合証** が郵送されます。立山町、上市町、舟橋村 3 町村の被保険者のうち 20%負担になる方の割合は 10%未満だろうと推算されます。』

介護保険とは

加入者と保険証

40歳以上の方は介護保険に加入します。65歳以上の方と40歳～64歳の方で要介護認定を受けた方には保険証が交付されます。

65歳以上の方 (第1号被保険者)

介護や支援が必要であると「認定」を受けた方は、サービスを利用できます。
(要介護認定～16～17ページ)
※介護が必要となった原因は問われません。

40～64歳の方 (第2号被保険者)

介護保険で対象となる病気 (特定疾病) が原因で介護や支援が必要であると「認定」を受けた方は、サービスを利用できます。
※交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外になります。

特定疾病には「初老期における認知症」「関節リウマチ」「末期がん」などの16種類の病気が定められています。それぞれの病気に診断基準が設けられているので、要介護認定の申請の前に、主治医に相談しましょう。

介護保険の保険証 詳しくは8～9ページ

【65歳以上の方】

- 1人に1枚ずつ保険証が交付されます。
- 65歳になる月 (誕生日が1日の方は前月) に交付されます。

【40～64歳の方は】

- 要介護認定を受けた方に交付されます。

◎保険証はこのようなき必要です

- ・要介護認定の申請をするとき (65歳以上の方)
- ・サービスを利用するとき など

負担割合証

利用者の負担割合を示す証明書を交付します。介護サービスを利用するときに必要になります。

有効期限:1年間 (8月1日～翌年7月31日)

負担割合 (1割または2割) が記載されます。

2割負担については、5ページ参照

※書式は厚生労働省の示した標準的な書式です。市区町村により内容や色異なる場合があります。

4月1日からの介護報酬がグループホームの場合5.7%引き下げになり2ユニット定員18名で

1日1名 ▲¥500 × 365日 × 18名 = ▲¥3,285,000

年間で事業収入が320万円も減収となり このままでは赤字転落は必至です。

赤字転落を避けるため やむをえず 保険以外の利用料金月額を 1ヶ月あたり 1名ごとに約¥9,900増額させていただくことを ご家族を訪問・面談の上 御了承いただきつつあることを報告しました。減収1ヶ月1名につき 約 ¥15,000に対して その3分の2相当の約¥9,900の 利用者ご負担を お願いしました。

介護保険課に報告が上がっている 他社・グループホームの利用料金引き上げ金額幅もよく似た金額であるとの説明がありました。

仮認定 NPO 法人 パブリック サポート テスト 36 先で 4 月スタート !!

社会的課題に取り組む NPO を支援いただくサポーターさんを 広く各方面へお願いし 年間目標 100 先として 取り組んでいます。平成 27 年度 PST は 4 月度は 36 先 ¥165,000 でスタートしました。皆様各位の ご協力を お待ち申し上げます。

この制度は **特定非営利活動促進法に基づき運営**されています。

4月1日よりスタート	先数	ご寄附金額
平成 25 年度 達成	109 先	1,331,000 円
平成 26 年度 達成	102 先	834,000 円

(別に 9 月 30 日迄の上期中に 3 名様から ¥440,000 の 寄附ご予約を頂戴しています。)